

亀岡市土地開発公社及び 亀岡市住宅公社の
土地処理に関する調査特別委員会（第8回）

日時 平成24年5月11日（金） 午後3時30分～
場所 全員協議会室

1 開議

2 議題

（1）調査報告について

（2）今後の調査について

論点整理

今後の委員会調査内容

3 その他

次回委員会日程

論点整理表(案)

事実経過	論点	問題の所在
<p>H18.12.25 住宅公社から土地開発公社に所有権移転登記 土地開発公社がJA京都から5億円借入 住宅公社は三井住友銀行に5億円返済</p>	<p>(1) H18.12.25の登記、借入は誰が決定したのか。 常任(常務)理事の独断で行われた。 市の関与はなかった。</p> <p>(2) 常任(常務)理事はなぜ決定したのか。 三井住友銀行から返済を迫られた状況。 京都銀行に融資を依頼したが、最終的には断られた。 土地開発公社なら市の保証がある。</p> <p>(3) どのような手続きで行われたのか。 土地開発公社常任理事と住宅公社常務理事を兼務していた理事が手続きを行った。 両公社の理事会での審議を経ずに手続きを行った。 公印管理も常任(常務)理事がしていた。常任(常務)理事が売渡証書、売買契約書を作成し公印押印した。</p> <p>(4) 手続き後の処理、報告は。 常任(常務)理事は理事長、会長へ報告をせず、書面上は三井住友銀行に借入を継続している状況。 (登記を)元に戻すため、住宅公社で京都銀行の借入れ交渉を行う。 決算後の監査で不正認められず。</p>	<p>違法行為 ・【公正証書不実記載罪】 事実と反する所有権移転登記 ・【虚偽公文書作成罪】 決算書、売渡証書等の虚偽記載 ・【背任罪】不要な所有権移転</p> <p>住宅公社の厳しい状況への会長、理事長の関わり方</p> <p>意思決定形成過程の瑕疵</p> <p>公印管理体制の瑕疵</p>
<p>H20.2 土地開発公社健全化の取組みによりH18.12.25の土地処理を市が認知。</p> <p>平成20年3月31日 土地開発公社から住宅公社に所有権移転 住宅公社が京都銀行から5億円借入 土地開発公社はJA京都に5億円返済</p>	<p>(5) 市の認知後の状況は。 (登記を)元に戻すよう下命。 住宅公社が京都銀行から借入れできるよう市も対応。 土地開発公社から住宅公社へ、「合意解除」を移転原因として登記を行う。 市が認知した後の1年間、常任(常務)理事の就任は継続され、公印管理も行われていた。</p>	<p>認知後、公表しないまま、是正 両公社は告発せず(?)</p> <p>認知後の雇用継続</p> <p>認知後の公印管理継続</p>
		<p>聴取のなかでの相違点 (20年1月～3月処理経過)</p>